

○2 番 （松村 利宏） 私は通告書に基づき1問を質問いたします。

第6次総合計画では、村づくりの基本方針を4項目設定し、住民生活の一層の質的向上と人口減少の急激な減少の抑制、地域のさらなる活性化に資するよう住民一人一人、地域、企業、各種団体、行政等が共に取り組むとしています。

村づくりの基本方針を推進するためには土地利用について考えなければなりません。

土地利用の課題は前期計画の5年間で大きく変化しました。

空き家、未利用地、面積が小さい農地の荒廃化が一段と増加しており、特に土地の持ち主が村に住んでいない土地の活用、管理が課題です。

2、散在する宅地が存在し、効率のよい公共サービスを提供する土地利用、コンパクトな村づくりが課題です。

3、浸水・土砂災害が多数発生しており、防災、減災に配慮した土地利用が課題です。

4、宅地に隣接する農地、里山、中小河川に隣接する森林の荒廃が一段と増加しており、保全に配慮した土地利用が課題です。

5、高速交通網の整備に伴う土地利用が全く検討されていない。リニア中央新幹線の開通が2034年頃に延期されたことにより、好循環を土地利用が課題です。

6、小中一貫校整備に伴う小学校、未活用村有地の存在、職業の選択が可能な産業育成がなされていない。若者が職業を選択できる産業を育成できる土地利用が課題となっています。

そこで、各種課題について質問していきます。

1、宅地、農地の管理者が不在となり、各地区で荒廃家屋、荒廃地が急激に増加しています。

現在、村では地域計画を作成し、農地を長期間使用できるようにしています。大規模・中規模農地は農業者への集約ができ、地域計画の目的を達成できると思慮します。

しかしながら、家屋、小規模農地は、各地で使用者がいない、いたとしても家屋、農地が荒廃しています。今後、急激に家屋、小規模農地の管理者が不在となることは明らかです。この現状、課題を解決するための方策について村長の見解をお聞きします。

○村 長 議員が土地利用上での課題をおっしゃられましたが、まず家屋、宅地についてであります。

そうならないためにどうするのか、宅地、建物と農地とでは扱いが違っておりますので、それぞれに分けて考え方を述べさせていただきます。

まず宅地や建物についてであります。そうなる前に活用できるように村の空き地・空き家バンクなどを活用して賃貸借ですとか売買などにこれが進めばいいわけでありますが、実際にはそうならないという例がほとんどであります。

それで、管理事前物件となってしまった場合について申し上げますと、村の施策としましては、管理がされず、そのまま放置すると周囲に危険を及ぼすような状態の空き家については、村の空き家等対策計画に基づいて空き家等対策の推進に関する特別措置法

に規定をいたします特定空家等に指定し、所有者に対して適正な管理の指導、勧告、命令を行うことができ、さらに所有者が従わない場合には行政代執行の措置を講じることができることとなっております。

ただし、特定空家等の判定基準は非常に厳しくて、実際に指定するにはそれなりの調査と手続が必要になっております。現在、これに従って村では1件の取組を進めておりますが、半年以上たってもなかなかこれが所有者等の調査で動かないのが実態でございます。

それで、これ以外に、中川村には美しい村づくり条例というのがありまして、村内に土地、建物等を所有または管理する者は自らが所有、占有、管理する土地及び建築物等の適正な管理に努めることを責務というふうに定めておりまして、適正な管理がされず周辺の景観や環境を著しく阻害する場合は適正な管理を要請し、さらに景観審議会に諮って勧告を行うことができるというふうにも規定しております。

ただ、これも、これまでに実際に勧告に至った、そこまで持ち込んだ例はありません。

そうならない、そうさせないために、現在、美里地区をモデル事業的に地区住民の方に集落支援員をお願いして、地区内の空き地・空き家物件の掘り起こしですとか、移住希望者への地区の案内や説明をお願いできるように協議を進めておるところであります。

また、総代会の際に地区総代の皆様方に地区内の物件に関しましても村へ相談をいただくように担当課からお願いをしております。

続いて放置関係について申し上げます。

現在、不在地主による不動産などの荒廃などについては年々深刻度を増しております。

農地については、今年度末に策定予定の地域計画により、10年後の農地、農業の在り方を地域が一体となって検討しております。

地域計画は担い手となる耕作者への面的な集約を基本としておりますけれども、農地の集約、集積のみを捉えるのであれば、当然、面積が大きな圃場の条件のよい農地が優先され、大規模な担い手に集積されていくのでしょうか、中川村の中でもごく限られた場所だというふうに思っております。

それで、地域の農地を守り活用する観点からは、区画の大小に関わらず、地域内の土地と認識した上で、農振法、農地法にのっとり適正に管理されていくべきだというふうに考えます。

これは条件不利地の排除を促すものではありません。条件の悪い圃場は、村単独の自営土地改良事業、これも用意してございますので、これの活用が一つの手段であるということも考えられますし、不在地主との可能な限りの調整により管理を継続していくことが現段階での荒廃を防ぐ方策であるというふうに考えておるところでございます。

また、不在となることが見込まれる農地の増加の防止は、村総合計画による人口減

少など根本的な原因に対する対応、通知目標を踏まえまして、農業後継者、新規就農者など、担い手となり得る人材の確保が一つのポイントとなるというふうを考えておりますので、解決のためにはこういう皆さんを確保していくということも方策であるというふうと考えております。

○2 番 （松村 利宏） 今は、宅地、それから家屋と、それから農地というふうに区分していただいて答弁いただきました。

特に農地のほうですけど、私も小規模農地のところは移住してきた方で農業をやられている方にいろいろお願いしたんですが、やはり2反とか3反とか、そのぐらいの面積でないと、やっぱりもう機械が大きくなっているんで、野菜を作っている方でもなかなか小さいところは御勘弁くださいというふうにみんな言われます。かなりの方に聞いたんですが、なかなか難しい。

では、近所の方で使えるかっていうと、なかなか、私も自分のところの家庭菜園のだけで手いっぱい、そのほかには広げられないと。

あとは農業者の方、私たちの年代ぐらいの方ですけれども、無理やりお願いして、いろんな、ソバとか、そういうのを作ってもらっているんですが、これもいずれまた、ある意味、高齢者ですから、そうするとなかなか難しいかなってところがあるので、この辺もちょっと今後取り組んでいくところをしっかりとやっていく、私も考えてしっかりとやっていきたいと思っておりますので、今答弁いただいたところを含めて連携していくということが大事だというふうに思っています。

次に2番に行きますと、ここも同じような質問でありますので、ちょっと行きます。

各地区では管理者が不在となっている宅地、小規模農地の管理が課題となっております。景観・小動物対応として、最低限、草刈りを行うことが必要です。

しかしながら、各地区では、道路とか河川、それから水路などの草刈りを行っていますが、高齢化、人口減少により草刈りを行うことがかなり厳しい状況になっているというふうに思います。

管理者が不在の宅地、農地は、地権者と連絡が取れても草刈りなどを拒んでおり、地区近傍の人がボランティアで草刈りなど管理を行っているのが実態です。

村は宅地、農地の管理者に連絡をしていますが、制度がないため何もできない状態が続いています。一番は、今ありました宅地、家のほうは制度があるわけですけれども、そこはなかなか実行できないというところもあるかと思っております。

今、国では、空き地の荒廃防止を図るため、自治体には是正勧告ができる制度設計の検討を開始しているというふうに聞いております。これは、特に家屋、それから宅地のほうが主体だというふうには思いますが。

村の施策が何か具体的にあればお聞きしたいと思っております。

○地域政策課長 宅地、建物等に対する村の施策、対応につきましては、先ほど村長が答えたとおりであります。空家等対策特別措置法、または美しい村づくり条例に基づいた対応以外に今のところないのが現状であります。建物のほうは、そういうことであるんですが、議員のおっしゃるとおり、宅地、土地の関係が今はないというような形であります。

国土交通省は、昨年改正されました先ほどの空家等対策特別措置法と同じように、問題のある低未利用土地を市町村が指導、勧告できるように、関係法令を来年の国会へ提出予定との報道がございました。これについては、議員の言う管理不全の土地に対しての改善につながるものと期待しており、内容を確認しつつ、国の動向に注視していくように努めたいと考えております。

○2 番 （松村 利宏） 国のほうも、多分全国から、特に都市部も含めて、やはり問題っていうことで提起されていると思いますんで、私もしっかりと把握していきますので、連携を取りながら改善できるものはしっかりとやっていきたいというふうに思います。次に行きます。

人口減少社会においては一定の公共サービスを維持するためにコンパクトな村づくりが必要になります。

村の公共施設は南向地区に庁舎、福祉施設、片桐地区に文化・レク施設があり、小中一貫校は片桐地区に建設されます。

今後は、小学校の用地を活用、それから庁舎建て替えなどを後期計画で検討することが必要になります。

コンパクトな村づくりについて村長の見解をお聞きします。

もし担当課として方向性っていうのがあるようでしたらお聞きしたいと思っております。

○村 長 ちょっと長くなりますけれども、イメージを想像しながらお聞き取りいただければと思います。

将来を見据え、人口減少社会において一定の公共サービスを維持するためにコンパクトな村づくりが必要だということは、おっしゃるとおりだというふうに思います。

今現在の施設を同じだけ維持管理していくには、将来的な予算も多大になることに加え、老朽化による建て替えが必要になってくる施設もこれから出てまいります。

これまで、昭和50年代には役場庁舎ですとか学校施設、公営住宅が建設され、平成の前半に牧ヶ原への文化施設、体育施設が建設され、平成15年以降には若者専用住宅など村営住宅の建設が相次いだというようなことでもございました。

それで、人口減少が続く中、限られた財源を有効に活用するためにも、計画的な維持修繕と設備更新で長寿命化を図っていくものというふうにしますけれども、在り方の検討も行い、統廃合も必要ではないかというふうに考えておるところであります。コンパクトながら地域や拠点を持続的な交通ネットワークで結ばれるという観点も加えて村づくりを進める必要があるというふうに思っております。

それで、それぞれのところについてですが、学校につきましては小中一貫校としての新学校が令和13年度に開校予定で計画が今現在進んでおります。新しい学校の建設に伴う公営住宅の移転新築も必要となってきておりますし、保育園の在り方検討も始まろうとしております。

新たな学校建設までには、コンパクト、プラス、ネットワークという考え方に立脚した村づくりの方向性を示す土地利用計画であります立地適正化計画の策定、都市計画マスタープランの改定に向けた準備を現在進めております。これについては、基礎

資料となることを先ほどの補正予算でお認めいただきましたので、この調査を先行させ、来年、再来年までにはきちっと計画をつくるという考え方であります。

それで、計画ができたからといってすぐにコンパクトな村になるわけではございませんので、村民の皆さんの協力を仰ぎながら時間をかけて取組を進めざるを得ないというふうに思っております。

公共建築物につきましては公共施設等総合管理計画に基づき適正に維持していくというのが基本になりますけれども、計画の中でも統廃合を含めた施設の見直しを行い、今後は維持管理予算もコンパクトにしていく必要があるかというふうに思っております。

それで、6月議会で御質問がありましたので4番議員にもお答えしたとおり、将来にわたり住みやすい居住空間、商工業の事業所、医療・福祉施設のあるべき場所、公共施設の配置など、もう一度整理して考える必要があるというふうに思っておりますし、具体的に事業を進めていくには、関係する部署が情報共有し、今後連携して取り組んでいくと、こういうことで、関係部署による事業調整会議を適宜開催しながら進めていく考え方でございます。

○2 番（松村 利宏）やはり村のほうも、村のほうの施設へいろいろお金もかかりますし、古くなっているものも相当出てきていますので、それも含めて——今後の村の在り方というのは、今後、後期計画か第7次総合計画まで行くようになるかと思うんですけれども——それも含めてしっかりと計画を立てていただくということで、私もそれにしっかりと連携をさせていただきたいというふうに思います。

次に行きます。

伊南、南信州北部は国道153号の改良が唯一残っている地域であり、特に坂戸地区の改良を先行的に行うことが必要となります。

中川村内における国道153号線の位置づけ、期待する事項、危険リスク対応などを検討するための勉強会を立ち上げ、国道153号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進期成同盟会に提案すべきと考えます。

さらに、後期計画で国道153号の路線について計画することを提案します。

村長の見解をお聞きします。

ちょっと続けて次も言っておきます。

高森町山吹と豊丘村河野とつなぐ天竜川への架橋建設が進んでおり、国道153号との交差点の状況が松川町における国道153号に影響を与えると思慮します。町川町と密接に連携することを提案します。

さらに、これは県に要望しても県のお金でやるわけにはいかないんで、国の直轄工事でやる必要があるというふうに考えておりますので、国への陳情、これが必要だと考えます。

中央自動車道松川インターチェンジ、国道153号、JR飯田線などの活用を図るためには、松川町、飯島町との密接な連携が必要となります。

中川村が人口減少対応、持続可能な経済の構築を行うためには、地形的に拡張性の

ある上片桐地区、七久保地区、本郷地区と町村、郡境などの課題を解決することが必要だと考えます。これも含めてお願いしたいと思います。

○村 長 3点に分けて御質問をいただきました。

まず国道153号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進期成同盟会への提案についてであります。

国道153号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進期成同盟会では、高森町下市田から飯島町本郷間における国道153号改良計画が策定されていないことに鑑みて、改良の早期事業化に向けた調査の推進を要望決議の一つとして国及び県に対して求めています。

現在のところ153号が長野県の管理下にあるということがありますので、長野県を第一にしてこれを要請し、かつ153号の北、あるいは飯田南バイパス、こういったところは国が直轄事業で整備を進めておりますので、国にも同時に働きかけをしていくと、こういう形で進めております。

当該区間につきましては18kmあるわけでありまして、急カーブですとか急勾配、特に中川村の場合には、一旦高いところから氾濫原に下り、そして、軟地質という言い方はありませんが、あまり地質のよくない坂戸橋を駆け上がって飯島町につながるという区間でございますので、冬季の積雪ですとか路面凍結に起因する交通障害・事故が多発するところでございます。

また、日常生活に支障を来し、さらには緊急輸送路としての安全性、信頼性という観点では多くの課題をおっしゃるとおり抱えております。

こういう現状に鑑みまして、引き続き期成同盟会の構成市町村である高森町、松川町、飯島町、飯田市並びに駒ヶ根市と連携しながら、早期事業化にスピード感を持って進展していくように取り組んでまいりたいと思っております。

第6次総合計画においては、「交通ネットワークの維持・形成」の中でリニア中央新幹線長野県駅へのアクセスをはじめとした拠点をつなぐ交通ネットワークの構築に必要な道路整備の促進ですとか、県駅へのアクセス改善のための関係市町村との連携、国等関係機関への要望活動に取り組むというふうにしておりますけれども、国道153号伊駒アルプスロードですとか飯田北改良などが進捗している現状を踏まえ、リニア北バイパス改良について村も積極的に関与し意見するため、今年7月から期成同盟会の副会長の任を拝命させていただいたところでございまして、構成市町村と連携をしながら取り組んでまいる所存であります。

次に高森町山吹と豊丘村河野をつなぐ天竜川への架橋建設の関係でございまして。

新たに架橋される竜神大橋につきましては、2026年度——令和8年度の下半期開通に向け、飯田建設事務所において工事を進めているところであります。

旧道となります高森町山吹と豊丘村河野を結ぶ県道市ノ沢山吹停車場線の万年橋につきましては、竜神大橋が開通後には撤去を予定しているようであります。これにより、村内、特に片桐地区から豊丘村や喬木村方面へ向かう場合は竜神大橋を通る新たなルートになるというふうに思われます。

また、竜神大橋の西側に位置する国道153号の山吹下交差点につきましては主要道路の合流する重要交差点になるようでありまして、国道153号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進期成同盟会での議論も見ながら関係自治体と連携した取組を進めていきたいというふうに考えておるところであります。

もう一つ、最後に町村、郡境のところとの連携で課題解決をということでございます。

当村の地理的位置として上伊那の南端に当たることから、下伊那との郡境も考慮しながらの行政運営が当然必要であります。

道路、河川について言えば、近隣市町村はもとより、伊那建設事務所及び飯田建設事務所との関係があります。

この中で、特に飯田建設事務所関係につきましては、松川インター大鹿線及び松川大鹿線改良促進期成同盟会や一般国道153号改良期成同盟会をはじめとして、連携する機会を多く持っておりますので、引き続きでありますけれども、こういうことを通じて要望活動の場をもっと充実させていくことを考えております。

つい最近も長野県に対しての要望活動に行ってまいりました。これは主要地方道松川インター大鹿線の改良箇所に関してと、それから一般県道松川大鹿線の落合トンネルの工事、それから地籍の改良、こういうことの要望に私も同盟会の一員として行ってまいったところでございます。

さらには、上片桐地区、七久保・本郷地区との課題解決ということでございますけれども、それぞれの町との連携を深め、情報交換を行いながら取り組んでまいりたいというふうに考えておるところであります。

特に、上下水道に関する部分につきましては、両町との勉強会——両町といいますが、これは飯島町と松川町であります。などをスタートさせ、広域化なども視野に入れて共に研究を進めていきたいと、こういう考え方でおります。

○2 番 （松村 利宏） 議会のほうも中部伊那ということで、議会で飯島町、松川町、大鹿村を含めてしっかりと連携してしまして、さらに今答弁いただいたところを含めて、親密に、できるところからやっというふうなことで、当然行政のほうにも入っていただくということになるかと思うんですけども、やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。

村では、小中一貫校整備に伴う小学校、未活用村有地の存在、職業の選択肢が少ないことが課題となっております。小学校、未活用村有地、若者が職業を選択できる多種類の産業を育成できる土地利用について村長の見解をお聞きします。

担当課として何か特にあればお聞きしたいと思います。

○村 長 それでは、最初に私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

少子化に伴う児童生徒数の減少で廃校が進み、その跡地活用も全国で課題となっております。

文部科学省が実施をいたしました廃校施設等活用状況実態調査、この結果によりますと、

社会教育施設ですとか社会体育施設等の公共施設のほか、体験交流施設や福祉施設など、様々な用途で活用をされているようでもあります。

近年では、民間事業者と連携し、創業支援のためのオフィスですとか地元特産品の加工工場として廃校施設が活用されるなど、地域支援を生かした活用も増えてきているということのようでございます。

中川村におきましても、廃校や未利用地の活用の検討に——廃校という言い方はありませんが、小中学校の統合に伴って2つの施設が空いてくるということを前提に申し上げておるわけでありまして——そういった廃校ですとか未利用地の活用の検討に当たりましては、役場内だけで考えるのではなく、村民の皆さんや民間事業者にも協力をいただきたい。

特に、こういう点では、最近では全国でうまく活用をしている事業者がいらっしゃるようで、ちょっとこういう事業者の方を紹介していただいた点もございまして、こういう皆さんにも協力いただき進めていきたい。こういう皆さんの成功例というか、活用事例を豊富に持っていらっしゃる方がいると思っておりますので、そういうふうにご覧いただいております。

○地域政策課長 先ほど村長の答弁の中にもありましたが、都市計画マスタープランの高度化版であります中川村立地適正化計画を策定しまして、誘導区域の設定と都市構造再編集中支援事業を活用した必要な事業を進めていきたいというふうに考えております。

○2 番 （松村 利宏） 特に小学校等の施設、それから土地等の活用については、村内の事業者とか、いろんな方がいろいろ考えているっていうのも、私もいろいろ話していただいておりますので、その辺も行政の方と連携を取りながら、まだちょっと時間がありますので、しっかりとやっていきたいというふうに思います。

次に参ります。

村では、散在する宅地、浸水・土砂災害の多発による防災、減災に配慮した土地利用、効率のよい公共サービスを提供する土地利用が課題となっております。安全で安心できる土地利用、公共サービスを維持するための土地利用の観点から、牧ヶ原地区、チャオ周辺地区の土地利用について村長の見解をお聞きします。

これは、先ほどから言われております立地適正化計画の中で担当課のほうはいろいろと考えられると思うんですが、その中で何か特にあればお願いします。

○村 長 安全で安心できる土地利用、公共サービスを維持するための土地利用という観点についての答弁ということになるかと思っております。

まず防災、減災に配慮した土地利用としましては、牧ヶ原地区は浸水想定ですとか土砂災害の危険性も非常に低く、災害時の避難所となる公共施設である教育・文化エリアとして、これは問題がないところだなというふうに考えております。

それで、もう一つ、チャオ周辺につきましては、やはり中川村の中心的な商業エリアであり、村の農業と観光を紹介する農業観光交流センターのある場所でもあって、産業振興の一つの拠点でもあろうかというふうに思っております。加えて、村民をはじめ多くの人を運ぶ公共交通のハブとしての重要な場所になっております。

現在の状況を維持することに加えて、さらに魅力のある場所としていくにはどうすべきかを今後検討していく考え方でおります。

○地域政策課長 立地適正化計画では、災害の危険性が低いエリア——レッドエリアは不可であります——この低いエリアに拠点となる地域に居住誘導地域を設定し、その中に都市機能誘導地域を設定いたします。

さらに、防災指針の作成を行う必要があります。

牧ヶ原エリア、チャオ周辺エリアなどは村の拠点と言える地域であります。これらのエリアに関わらず、立地適正化計画の中では災害の危険性が高い地区から危険性の低い地区への誘導を示していく予定となっております。

○2 番 （松村 利宏） 今後は立地適正化計画を作成していくこととなりますが、私もしっかりと連携させていただきたいというふうに思いますので。

次に参ります。

村の土地利用の基本方針にある安全・安心な土地利用、自然、景観を生かした土地利用構想に基づき、村内の居住者、移住者、企業などが宅地として活用できるように地域ごとの場所を選定することが必要です。村の施策についてお聞きします。

これは、先ほどから述べています小規模農地とかいうところが荒廃して、非常に皆さん、地区の方、それぞれの地区でみんな非常に困っていて、しかも、先ほど言った安全、防災、減災という観点では、非常にいい地区・土地がある場合については、先ほどから言っています立地適正化計画の中にこういう観点で、例えば牧ヶ原地区だけではなく、それぞれのエリアにあるかと思うので、そういう観点にも配慮して入れていただければということをお願いしたいと思います。

○地域政策課長 総合計画の見直しのタイミングではありますが、議員の御指摘の総合計画の基本構想の土地利用構想にもあります安全で安心できる土地利用や自然環境や環境を生かした土地利用は不変的なものでありまして、今後も考慮すべきものと認識はしております。

村内の宅地については、不足しているとの声がある一方、空き家、空き地の権利の移譲、そういった関係であります。活用がうまくいっているとは言えず、土地開発公社が扱う宅地も現在2区画が残っているような状況であります。

最近、区画を整備した分譲地タイプではなく、家を建てたい場所、住みたい場所をかなりピンポイントで希望する方が多くなっているのも現状であります。そこは大体が宅地ではなく、景観がいいとか、周りとの距離があるとかいうことで、議員のおっしゃるような小農地、そういった農地といった場合が多く、開発になかなか結びつかないこともあると認識はしております。

需要側の希望と供給内容にミスマッチが生じているものと思われませんが、まずは、計画策定に関して状況の丁寧な分析等を進めていきたいと考えております。

○2 番 （松村 利宏） 1つその中に付け加えてもらいたいのは、村内に居住している若い人が、自分のお父さんお母さんの土地はあるんですけど、土砂崩れとか、そういうことがあって、なかなか安全なところがないと、だから村内にそういうある程度適正な

いいところに宅地があれば行きたいと——案外その家の近くでないと無理なのかもしれないんですけど——私は直接言われていますので、そういう人たちもかなり村内の方でいるっていうのもちょっと理解していただいたほうがいいかなと思いますので、お願いいたします。

次に行きます。

森林解析・機能評価については、中川村が目指す森林づくり、里山林としての整備、制山林としての整備、環境林としての整備ができるように村の森林を区分することが必要だと考えます。担当課の施策についてお聞きします。

○産業振興課長 森林解析・機能評価の関係でありますけれども、この業務につきましては、森林経営管理制度、これに基づく森林整備の実施方針、これを見直すために現状に即したデータに基づいて村内全域の森林の樹種、また林齢、また防災としての重要度、こういった機能、それと経営林であるかどうか、こういったことを解析調査するものであります。この業務の成果を活用しまして、必要に応じて森林の区分を行っていきたくと考えております。

○2 番 （松村 利宏） この調査は既に3年目に入って、あと残り少ないかと思っております。その辺も含めて、結果をまた調整させて、リンクさせていただいて、私ももうしっかりといろいろと調整できるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお聞きします。

次へ行きます。

里山林としての整備は、居住地や農地と生活と隣接した森林、景観等の空間整備、防災・減災整備が入っており、行政が整備方針を考え、住民とともに進めていくことを提案します。行政が住民、関係団体、企業などと話して長期的なビジョンを構築することが必要だと考えます。村長の見解を聞きします。

担当課のほうで何かあればということで、非常に里山林っていう定義は何だと言われると非常に問題なんです。例えば片桐地区でいうとベルト地帯がずっとあるわけですけど、あのあたりとか、それから南向地区の低いところの森林、もしくは、状況によったら陣馬形山とか、ああいうところまで入れるのかっていうのがちょっとあるわけですけども、いわゆる中川村でいう四徳とか、非常に奥のほうではなく、それから急斜面のところではなくて、非常に民家に近いという観点で理解していただければと思います。

○村 長 かつては、里山林っていうのは、多分、人の生活に非常に密接であったというふうに思っています。長くなつてはいけませんが、そこから出る林産物、まきですとか、それから落葉樹の葉っぱ等を活用して、これを堆肥化して農地に還元して、いわゆる今でいう持続的な農業を続けていく資源にもなっただろうし、逆に人間が働きかける中で、山の奥との境として、獣といえますか、それが里山林のところまでは来るんだけどそれ以上は出てこないよとか、こんなような防波堤の役目も果たしていたのかなというふうに思っておるわけでありまして。

まず、何が言いたいかっていうと、やっぱり、農地維持ですとか景観、防災の観点

まき	は平仮名表記	まき
たきぎ	は漢字表記	薪

から、住民の生活に一番近い森林であるということには間違いないだろうということ
であります。

したがいまして、里山林をどういうふうに整備していくかっていうことについては、
地元、近く、その麓に住んでいる皆さんの考え方が第一に反映されるべきだなという
ふうに思います。

それで、一部、住民参加型で整備が進んでいる地域もありますけれども、なかなか
手をつけられずに、里山林といっても、もう放置をされという言い方はありませんが、
木が大きくなり過ぎてしまっている山も多く、伐採には専門的な技術が必要な場合も
出てまいりまして、こういった場合には業者に委託せざるを得ない状況にあると、ま
すます悪循環で、人が里山に関わる、手を入れる、こういう機会が減っている、こん
な状況かなと思います。

村では、住民とともに森林整備を進めることのできる林業事業者の育成ですとか里
山整備に係る補助事業等の検討がやっぱり必要だなというふうに思っておりますので、
森林について議論する場で、こういった問題を委員さんの中から、あるいはこちらか
ら整備を提案しながら、里山整備について地元の皆さんはどういうふうを考えていく
かという意見をもらった上で計画はきちんとつくっていくと、こういうことが基本に
なろうかと思っております。

○2 番 (松村 利宏) 里山林は、私が小さい頃は、冬であればその遊び場であり、この
時期なら、カブトムシとか、そういうものを捕りに行くと、親も誰もついてこなくて、
それから秋になればマツタケを取りに行くというのが里山林で、ここにおられる私た
ちの年代以上の人は、子どもの頃はみんなそうだったと思います。

それをすぐに取り戻してとは言わずに、やはり地域の方々の意見を聞きながら連携
していくことが必要だと思いますんで、また一緒にこれもやっていきたいと思いま
すんで、よろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わります。